

令和4年4月22日

市町村障がい福祉主管課長 殿
(横浜市及び川崎市を除く。)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和4年度神奈川県相談支援従事者初任者研修・プレ研修の受講申込みに
ついて(依頼)

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添実施要領のとおり実施しますので、貴市町村の所管する相談支援事業所等に周知いただくとともに、当該事業所等から提出のあった「令和4年度神奈川県相談支援従事者初任者研修・プレ研修*受講申込書」を取りまとめの上、優先順位をつけて、申込書を提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に基づき、昨年度に引き続き受講定員を大幅に減らしており、原則として、今年度又は来年度に相談支援業務に従事する者に限定して受講者を選考する予定のため、優先順位の設定に当たっては御留意ください。

※プレ研修とは、相談支援従事者初任者研修希望者等に対し、基本的な相談支援に関する知識や技法、相談支援に必要な職業倫理や価値などについて学ぶ研修です。

- 1 提出期限 令和4年5月23日(月)【必着】
- 2 提出方法 郵送
- 3 提出先 (宛 先) 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局
(住 所) 243-0014 厚木市旭町1丁目9番7号旭町三紫ビル303
(連絡先) 046-220-5380

4 留意事項

<優先順位の設定について>

- ・令和4年度相談支援従事者初任者研修は、当該年度のプレ研修と併せて受講していただくことを原則としています。初任者研修のみの受講者については特段の理由がない限り、優先順位を下げて頂くようお願いいたします。
- ・令和3年6月1日付けで依頼した、「令和2年度相談支援従事者初任者研修修了者の就業状況調査について」における各相談支援事業所等の回答結果(特段の理由もなく研修修了者を相談業務に従事させていない等)を踏まえて優先順位を設定いただくようお願いいたします。調査結果の控えがお手元がない場合につきましては以下問い合わせ先まで御連絡ください。
- ・なお、優先順位の内容について、受講者決定前に市町村へ問い合わせをさせていただく場合がありますことを申し添えます。

【参考：実施要領の入手方法】

実施要領及び受講申込書は、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「7. 研修会・説明会等のお知らせ(県内共通)」→「2 相談支援従事者研修」に掲載されていますので、ダウンロードして御利用ください。

○実施要領及び受講申込書

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=128&topid=4

問合せ先

地域生活支援グループ 一之瀬

電話 (045)210-4713 (直通)

ファクシミリ (045)201-2051

電子メール chiikiseikatsu.shien@pref.kanagawa.lg.jp